

承認第6号

専決処分第6号の承認を求めることについて
(愛南町学校給食センター条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したため。

令和5年愛南町専決第6号

愛南町学校給食センター条例の一部を改正する条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月25日

愛南町長 清水 雅文

愛南町学校給食センター条例の一部を改正する条例

愛南町学校給食センター条例(平成16年愛南町条例第89号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び町立中学校並びに町立幼稚園」を「、町立中学校及び町立幼稚園並びに町内に所在する高等学校」に改める。

第6条第1項中「給食費」の次に「の額」を加え、「給食1回につき徴収し、その額は、規則で定める」を「規則で定める額とする」に改める。

同条第2項中「学校長」の次に「(高等学校の長を除く。)及び学校給食を受ける高等学校の生徒の保護者」を加え、「15日」を「末日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

